

4 森推鳥第 209 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

令和 4 年 11 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大曲鳥獣保護区

(1) 区域

佐久市臼田所在大曲国有林中 104 林班から 106 林班までの各林班及び併用林道大曲線以南の 107 林班の区域一円。（面積 552 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等の定期的な巡視を実施する等により鳥獣の生息地環境の適切な保持を図り、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 上滝平鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字大日向字上滝平 1105 番の 6 地籍の佐久穂町有林の区域一円。（面積 4 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 南牧鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡南牧村大字海ノ口字長橋 810 番の 1 及び 778 番の 1 地籍の同村立南牧北小学校の区域一円。（面積 2 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 立原鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡南相木村立原地籍の県道川上佐久線と南相木村と川上村の村界との交点（馬越峠）を起点とし、同点から同村界を西進し、同村界と南牧村の村界との接点に至り、同点から南相木村と南牧村の村界を北進し、同村界と南相木村字そうりと字立原の字界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を東北進し、同尾根と県道川上佐久線との交点に至り、同点から同県道を南進し、更に東進し、更に南進し、更に西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 210 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等の定期的な巡視を実施する等により鳥獣の生息地環境の適切な保持を図り、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 鷲場山鳥獣保護区

(1) 区域

上田市芳田字長入地籍所在の県道真田東部線と上田市と東御市の市町村界との交点を起点とし、同点から同県道を北進し、同県道と行沢川との交点に至り、同点から同河川を北東進し、上田市殿城字日影田地籍の民有林第140林班に小班と同林班は小班の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、民有林第139林班い小班と同林間ほ小班の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、同林班は小班の施業番号1と同小班施業番号5-イとの境界線の接点に至り、同点から同境界線を北北東進し、上田市と東御市の市町村界との交点に至り、同点から同市町村界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 205 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境の維持管理を含め地元市町村及び自治会・関係団体との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。

ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

6 長野大学野鳥愛護林鳥獣保護区

(1) 区域

上田市下之郷地籍の県道上田・丸子線と上田市道塩田運動公園線との交点を起点として、同点から同県道を北進し、同県道と市道唐臼線の接点に

至り、同点から同市道を東進し、上田市道東塩田 39 号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と上田市下之郷地籍の民有林第 1 林班い小班とは小班の小班界との接点に至り、同点から同小班界を北進し、民有林第 1 林班ろ小班とは小班の小班界に至り、同点から同小班界を北進し、同小班界と同民有林第 159 林班との接点に至り、同点から同民有林第 1 林班と同民有林第 159 林班の境界線を北東進し、更に南進し、更に北東進し、更に南進し、更に北東進し民有林第 1 林班は小班の 76 区域内所在の池との接点に至り、同点から同池を東進し、民有林第 1 林班と同市有林 159 林班の境界線に至り、同点から同境界線を南進し、同境界線と長野大学敷地内のグラウンドの境界線に至り、同点から同境界線を南進し、同境界線と同市道東塩田運動公園線との交点に至り、同点から市道塩田運動公園を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 20 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

長野大学及び上田市、地域と連携し、大学の野鳥愛護活動や鳥獣保護管理員の巡視等適正な管理を実施する。

7 美ヶ原東鳥獣保護区

(1) 区域

小県郡長和町和田地籍所在の小県郡長和町所在の野々入川と県道美ヶ原公園東餅屋線（ビーナスライン）との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道と松本市と長和町の市町界との最初の交点に至り、同点から同市町界を北進し、同市町界と上田市との市界との接点に至り、同点から上田市と長和町との市町界を北東進し、物見石山頂上の標高 1984.9 メートル地点に至り、同点から和田山国有林第 1149 林班と第 1150 林班との林班界を南進し、野々入川との接点に至り、同点から同川を西進し、同川と県道美ヶ原和田線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道美ヶ原公園東餅屋線との接点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 612 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

長和町及び上田市・松本市と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員等の巡視等適切な管理を実施する。

8 車山白樺湖鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市北山柏原地籍の国道 152 号線と茅野市林道多々羅線との交点を起

点とし、同点から同国道を南進し、同国道と遊歩道ほうろく峠線との交点（多々羅橋）に至り、同点から同遊歩道を西進し、同遊歩道と北大塩横手道との交点（ほうろく峠）に至り、同点から同横手道を北西進し、カシガリ山三角点（1,616.4 m）を経て、同横手道と茅野市と諏訪市の市界との接点（富士見台）に至り、同点から同市界を北進し、車山三角点（1,925 m）を経て、同市界と茅野市と小県郡長和町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と茅野市と北佐久郡立科町の市町界との接点（大門峠）に至り、同点から同市町界を南東進し、同市町界と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との接点に至り、同点から同県道を西進し、同県道と林道天皇林線との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林道と茅野市林道多々羅線との接点に至り、同点から同林道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 1,390 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視による生息環境の保全及び、鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう管理を行う。また、下流域において農業被害を与える野生鳥獣については、有害鳥獣捕獲（個体数調整）により適度な生息密度の維持管理を図る対策を行うこととするが、区域内には観光施設や別荘地等が多数散在することから、これらの施設及び来場者等に配慮した対策を実施することとする。

9 釜無鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町釜無地籍の長野県と山梨県の県界を流れる釜無川と白川との合流点を起点として、同点から同県界を南進し、同県界と富士見町と伊那市の市町界との接点に至り、同点から同市町界を西進し、横岳（2,159.6 m）を経て、同市町界上の東谷頭山（2,130 m）に至り、同点から白川水源地方向に東進し、同水源地に至り、同点から白川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 1,227 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視等により生息環境の保全と鳥獣の安定的な生息に影響のないよう図る。なお、当該区域への車両による唯一の進入路となる一級河川釜無川沿いの作業道は国土交通省による通行規制のため、一般者が許可なく区域内に入山できない状況であり、著しく環境を損なう可能性の低い地域である。

10 広原鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町立沢地籍の県道富士見原茅野線（通称鉢巻道路）と富士見町と諏訪郡原村との交点（立場大橋）を起点として、同点から同町村界を東進し、同町村界と茅野市と富士見町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と長野県と山梨県の境界との接点（赤岳 2,899 メートル）に至り、同点から同県界を南西進し、網笠山を経て、同県界と県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と町道 5664 号線（通称信玄棒道）との接点に至り、同点から同町道を北西進し、同町道と乙事せぎとの交点（柳出口）に至り、同点から同せぎを北進し、同せぎと千ヶ沢川との接点に至り、同点から同川を東進し、同川と県道富士見原茅野線との交点（見岳橋）に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 3,228 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視による生息環境の保全及び、鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう管理を行う。また、区域内及び下流域において農林業被害等を与える野生鳥獣については、有害鳥獣捕獲（個体数調整）により適切な管理を図る対策を行うこととするが、区域内には別荘地や観光施設等が多数散在することから、これらの施設及び来場者等に配慮した対策を実施することとする。

11 三峰川上流鳥獣保護区

(1) 区域

伊那市長谷所在の浦国有林中、第 2 林班から第 4 林班までの各林班、同第 56 林班から第 59 林班までの各林班、同第 65 林班及び第 66 林班、同第 70 林班から第 73 林班までの各林班、同第 89 林班から第 94 林班までの各林班、同第 101 林班から第 104 林班までの各林班、同第 108 林班から 120 林班までの各林班の区域一円（面積 4,914 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

特別保護地区内での行為許可時に条件を付す等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

12 沢城湖周辺鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市大瀬木地籍の茂都計川と合の沢の合流点を起点とし、合の沢を上

流に向かって西進し、飯田市大瀬木と飯田市山本の境界線に至り、同点から同境界線を西北進し、下伊那郡阿智村との境界線に至り、同点から同境界線を北東進し、鳩打峠を経て、鳩打隧道入口に至り、同点から林道鳩打線を東進し、市道伊賀良 1-35 号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、稲荷橋に至り、同橋から北の沢に沿って南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 203 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

沢城湖一帯の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

13 大平峠県民の森鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市と木曾郡南木曾町の市町界と県道幸助飯田線との交点を起点として、同点から同市町界を北進し、通称高沢頭に至り、同点からタガ沢に通じる尾根を南東進し、同尾根と同沢との交点に至り、同点から東沢林道へ通じる尾根を南進し、同尾根と同林道との接点（入沢橋）に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と県道幸助飯田線との交点に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 586 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 小渋ダム周辺鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡中川村大草地籍の小渋川と半の沢の合流点を起点として、同点から同沢を北進し、同沢と村道西柳沢線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道大草桑原線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道銭峯線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、同村道と村道桑原中央線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、同村道と県道西伊那線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と村道小河内線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、同村道と林道小河内線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と四徳国有林と民有林との境界線との交点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と四徳国有林第 2304 林班と第 2305 林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、同林班界と第 2304 林班と第 2309 林班の林

班界との交点に至り、同点から第 2304 林班と第 2309 林班の林班界を南東進し、同林班界と上伊那郡中川村と下伊那郡大鹿村の村界との接点に至り、同点から同村界を北進し、1,618 メートル標高点に至り、同点から高森山三角点標高 1,540 メートルへ通じる尾根を南進し、同三角点、大萱山三角点標高 1,478 メートル、1,397 メートル標高点を経て小渋川との合流点に至り、同点から小渋川左岸を下流に向かい西進し、起点に至る線に囲まれた区域一円（面積 2,538 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員による巡視等により、当該地域への入林者や周辺地域での狩猟者への注意喚起を行う等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

15 賤母鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡南木曾町所在の賤母国有林 702 林班から 704 林班までの各林班及び 708 林班の区域一円（面積 122 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

南木曾町及び木曾森林管理署南木曾支署等の関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員の巡視等により当該鳥獣保護区の適正な管理運営を行う。

16 小木曾鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡木祖村所在の小木曾国有林 1077 林班から 1103 林班までの各林班及び 1180 林班から 1198 林班までの各林班の区域一円並びに同村小木曾地籍の箕輪沢と村道奥木曾 1 号線との交点を起点として、同点から味噌川ダムを西進し、村道奥木曾 2 号線と差渡沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、標高 1,410 メートルの山頂に至り、同山頂から小木曾国有林 1077 林班西南端に通じる尾根を北進し、同林班西南端に至り、同点から国有林と民有林の境界線を東進し、同境界線と同 1198 林班東南端から箕輪山に通ずる尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、箕輪山山頂に至り、同点から箕輪沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 2,090 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

木祖村をはじめ地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を通じて、鳥獣保護区の適正な管理運営を推進する。

17 のぞきど鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道牧道線と林道野尻与川線との分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、二段田川に掛かる橋を渡り、同橋から100メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から村有林と私有林との境界を北東南進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 178 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

木祖村をはじめ地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を通じて、鳥獣保護区の適正な管理運営を推進する。

18 みどり湖鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市大字金井地籍の市道塩尻勝弦線と農道金井線との接点を起点として、同点から同農道を南東進し、同農道とみどり湖の堤との接点に至り、同点から同堤を北進し、同堤と市道大原団地4号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道みどり湖東線との接点に至り、同点から市道みどり湖東線を南東進し、同市道と市道田川浦線との接点に至り、同点から市道田川浦線を東進し、同市道と田川浦鉾泉裏の小川との交点に至り、同点から同小川を南進し、同小川と塩尻市有林内の歩道との交点に至り、同点から同歩道を西進し、市道塩尻勝弦線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 35 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

19 広丘鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市広丘地籍の県道南原広丘停車場線と県道新茶屋塩尻停車場線との交点を起点とし、同点から県道新茶屋塩尻停車場線を南進し、同県道と中部電力中信北信特別高圧線との交点に至り、同点から同高圧線下を西進し、同高圧線と市道九里幅丘中線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と国道 19 号線との接点に至り、同点から同国道を北西進し、同国道と市道野村角前 1 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道高出吉田線との交点に至り、同点から市道高出吉田線を北進し、同市道と県道南原広丘停車場線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積 62 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

20 風吹岳鳥獣保護区

(1) 区域

北安曇郡小谷村中小谷地籍の長野県有林 210 林班を通る治山作業路終点を基点とし、同点より同作業路を北進し、林道北野線との合流点に至り、同点より同林道を北進し、長野県有林第 208 林班と県有林第 207 林班の境界線との交点に至り、同点より同境界線を西進し、国有林との接点に至り、同点より国有林と民有林との境界線を北進し、紙すき山牧場を経てさらに同境界線を西進し、新潟県の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、フスブリ山(標高 1,944 メートル)に至り、同点から上越森林管理署国有林第 100 林班と中信森林管理署浦川国有林第 635 林班との境界線を南西進し、天狗原に至り、同点から国有林と民有林の境界線を西進し、新潟県の境界線との接点に至り、同境界線を南西進し、白馬村との境界線に至り、同点から小谷村と白馬村の境界線を東進し、国有林と民有林との接点に至り、同点から国有林と民有林との境界線を北進し、民有林第 11 林班との接点に至り、同点より民有林第 9 林班と第 11 林班との境界線

を北進し、民有林第 10 林班との接点に至り、同点より民有林第 10 林班と第 9 林班との境界線を北進し、民有林第 8 林班との接点に至り、同点より民有林第 10 林班と第 8 林班との境界線を北進し、民有林第 17 林班との接点に至り、同点より民有林第 17 林班と第 16 林班との境界線を北東進し、国有林との境界線に至り、同点から赤倉山を経て起点（治山作業路の終点）に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 2,605 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

21 芝山鳥獣保護区

(1) 区域

千曲市大字八幡字大池新田地籍の国道 403 号線と市道大池本線 9511 号線との交点を起点とし、同点から同市道を南進し、市道沢入 1 号線 9437 号線との交点に至り、同点から同市道を東南進し大池集落の最上部を経て更級川との接点丁字山橋に至り、同点から更級川上流に西南進し、圃場の最上部を経て東進し、市道沢入線 9420 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、農道大池圃場 5 号線 8454 号線との交点に至り、同農道を経て農道大池圃場 3 号線 8452 号線との交点に至り、同農道を東南進し、市道栃窪東線 9418 号線との交点に至り、同市道を南進し同市道と大字界との接点に至り、同接点を南進し、千曲市と東筑摩郡麻績村との境界線に至り、同点を西北進し、三峰山三角点 1, 131 メートルを経て、猿ヶ馬場峠にて国道 403 号線との交点に至り、同点から同国道を東北進し、千曲高原ゴルフ株式会社「千曲高原ゴルフ場」と市有林貸付境との接点に至り、同点から同境界線を東進し、国道 403 号線との交点に至り、同点から同国道を東北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 310 ha）

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

貴重な鳥類、獣類の生息が確認されており、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、また定期的な巡視による静穏な環境の保持を図り、希少鳥獣類の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに農林業被害の発生状況の把握に努め、被害等の処置については適

切に対応する。

森林づくり推進課 鳥獣対策室